

令和5年5月7日

保護者各位

新田青雲中等教育学校
校長 池田 浩

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への変更に伴う対応について

5月8日から新型コロナウイルス感染症が5類に移行されます。これを受け、今後の学校における対応を下記のように変更しますので、お知らせします。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症の感染が確認された生徒に対する出席停止の期間は、「発熱翌日から5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」を基準とします。インフルエンザと同様に、出席停止扱いとする場合は、医療機関による診断書を提出していただくことになります。
また、同居家族等の陽性に伴う濃厚接触者の特定はなくなりますので、お子様に濃厚接触者としての自宅待機を求めることはありません。
- 2 次の事情により登校を控える場合は、出席停止ではなく、欠席扱いとなります。
 - (1) 濃厚接触者になった
 - (2) 発熱などの風症状や倦怠感、のどの痛みや息苦しさのような症状がある
なお、発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合などは、これまで同様に登校を控えてください。また、学校で同様な症状がある場合も、安全に下校させますので、いずれの場合も医療機関を受診させてください。
- 3 学校においては、これまで通り、次の点に努めて生徒の皆さんが安心して充実した学校生活を送れるようにしてまいりますので、ご家庭におかれましてもご理解、ご協力よろしくお願い致します。
 - (1) 家庭との連携による生徒の健康状態の把握
 - (2) 適切な換気の確保
 - (3) 手洗い・手指衛生や咳エチケットの指導

参考

新型コロナウイルス感染症と診断された場合、医師の指示に従い、自宅で療養させてください。

【国が推奨する療養期間等】

- ・発症日の翌日から5日間は外出を控えること。5日目に症状が続いていた場合は、症状軽快後24時間が経過するまでは外出を控える。
- ・発症日の翌日から10日間は、マスクを着用したり、高齢者等の重症化リスクの高い方との接触を控えたりするなど、周りの方へ移さないよう配慮する。